

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和3年8月31日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第277号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「第10条」を「第11条」に、第39条中「第11条」を「第12条」に、第40条中「第11条」を「第12条」に改める。

別表田口団地の部に次のように加える。

霧島市霧島田口845番地2	木造2階建	4	令和3
---------------	-------	---	-----

附 則

この条例は、令和4年3月1日から施行する。

（提案理由）

田口団地3号棟の新築工事が令和4年2月に完成することに伴い、当該住宅を市営住宅として設置し、管理するため、また、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）及び同法施行規則（昭和26年建設省令第19号）が改正されたため、本条例の所要の改正をしようとするものである。